

議案第 3 号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

2 事件名 車両撤去土地明渡し請求等事件

3 請求の趣旨及び請求の原因

(1) 請求の趣旨

- ① 相手方は、本市に対し、車両を撤去して羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野の駐車場(以下「本件駐車場」という。)を明け渡せ。
- ② 相手方は、本市に対し、35,640 円及び平成 31 年 2 月 27 日から本件駐車場の明渡しの日まで 1 日 132 円の割合による金員を支払え。
- ③ 訴訟費用は、相手方の負担とする。

(2) 請求の原因

本市は、本件駐車場に残置された車両(以下「本件車両」という。)があったことから、これを撤去させるべく、平成 30 年 5 月上旬頃、本件車両に撤去を促す文書を貼る等したが、本件車両が撤去されることはなかった。

本市は、同年 6 月 2 日、本市の照会に対する羽曳野警察署の回答を得て、本件車両が盗難に遭ったものではないことを確認したことから、本件車両の所有者である相手方に対し、平成 30 年 7 月から同年 12 月までの間、本件車両を撤去し、及び本市へ連絡することを求める文書を郵送したが、本件車両が撤去されることなく、相手方から本市への連絡もなかった。

よって、本市は、本件車両の撤去及び本件駐車場の明渡しを求めるとともに、本件車両が本件駐車場に残置されることにより、本市に生じる損害の賠償を求めて、訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い及び方針

- (1) ■■■■を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 本市は、上記訴訟において和解をすることができる。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄